

無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険「ドリームロード」の商品改定について

三井生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「三井生命」）は、2018年10月1日から、無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険『ドリームロード』について、保険期間10年・15年に加えて「**保険期間5年『ドリームロード5』の取扱**」および「**満期保険金の一時金受取に代えて終身保障に移行することができる新特約：災害保障付外貨建終身保障移行特約の取扱**」を開始します。（2018年10月2日からお申込みいただけます。）

あわせて、日本生命保険相互会社（代表取締役社長：清水 博、以下「日本生命」）も、三井生命から商品供給を受けて販売している同保険『**一時払外貨建養老保険 ドリームロード**』について、同様の取扱いを開始します。

引続き、両社はグループ一体となって経営統合のメリットを最大限にいかし、お客さまのニーズにきめ細やかにお応えできる魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

「ドリームロード」の主な商品改定ポイント

1 保険期間5年「ドリームロード5」を発売します。



- 「短い期間でまとまった資金を効率的に運用したい」というお客さまのニーズにお応えすべく、「保険期間10年・15年」に加えて「保険期間5年」の取扱を開始します。
- ドリームロードの魅力はそのままに、より短い期間で満期保険金などをお受取りいただけます。
- 「保険期間5年」のドリームロードを「ドリームロード5」と呼称します。

2 満期保険金を指定通貨建の終身保障に移行することができます。満期時における選択肢が広がります。

- 「万一のときに備えて、相続時の納税資金などを準備したい」という「資産を残す」お客さまのニーズにお応えすべく、満期保険金を指定通貨建の終身保障に移行できる「災害保障付外貨建終身保障移行特約」の取扱を開始します。
- 「ドリームロード」の満期保険金は、外国為替相場や生活状況の変化などに応じて、一時金受取・終身保障移行・年金受取より、満期時にお選びいただけるようになります。
- すでにご加入いただいたドリームロードにおいても、満期時に終身保障移行をお選びいただけます。

I ドリームロードの特徴について

近年の低金利環境下において、株式や投資信託、外貨建資産などによる効率的な運用に対するニーズが高まっています。そのニーズにお応えすべく、三井生命は、2015年10月から、外貨建で一定期間の死亡保障と資産形成が両立できるなどの特徴を持つ『ドリームロード』を販売しています。また、日本生命も、2017年10月より同保険の商品供給を受けており、大変ご好評いただいています。今般、お客さまのニーズにお応えし、より魅力ある商品内容へと改定します。

＜「ドリームロード」のご好評いただいている特徴＞

特徴1 一時払保険料や保険金の額などを指定通貨で定める外貨建養老保険です。

特徴2 日本国債よりも金利の高い*1 アメリカ合衆国国債またはオーストラリア連邦国債などで運用されます。

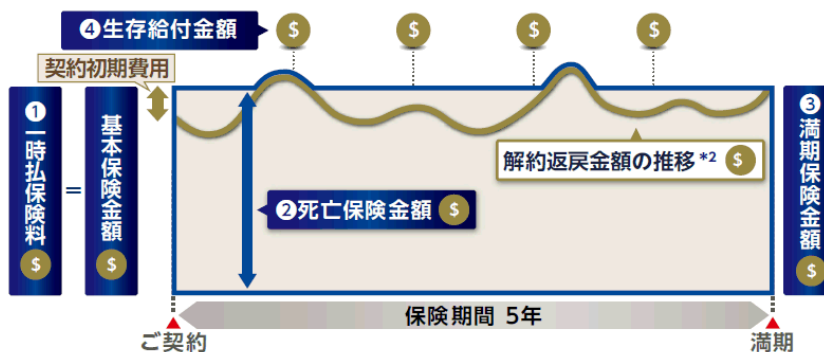
*1 2018年8月現在の金利水準に基づき記載しています。将来の金利水準を予測・保証するものではありません。

特徴3 満期保険金のほか、レジャー資金や教育資金などに自由に使える生存給付金をご契約後1年ごとにお受取りいただけます。

特徴4 ご契約時に目標値を設定すると、円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上になった場合、為替リスクのない円建の確定年金に自動的に移行します。

II ドリームロード5の仕組み図

【ご契約例】 契約年齢：60歳（男性）、保険料円換算額：1,000万円、
 保険期間：5年、指定通貨：米ドル、予定利率：2.7%（仮定）、
 基本保険金額：10万米ドル、生存給付金額：1,717米ドル
 円換算レート（払込用）：1米ドル＝100円（仮定）



*2 解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。上記はしくみを表したイメージ図で、将来の解約返戻金額を保証するものではありません。

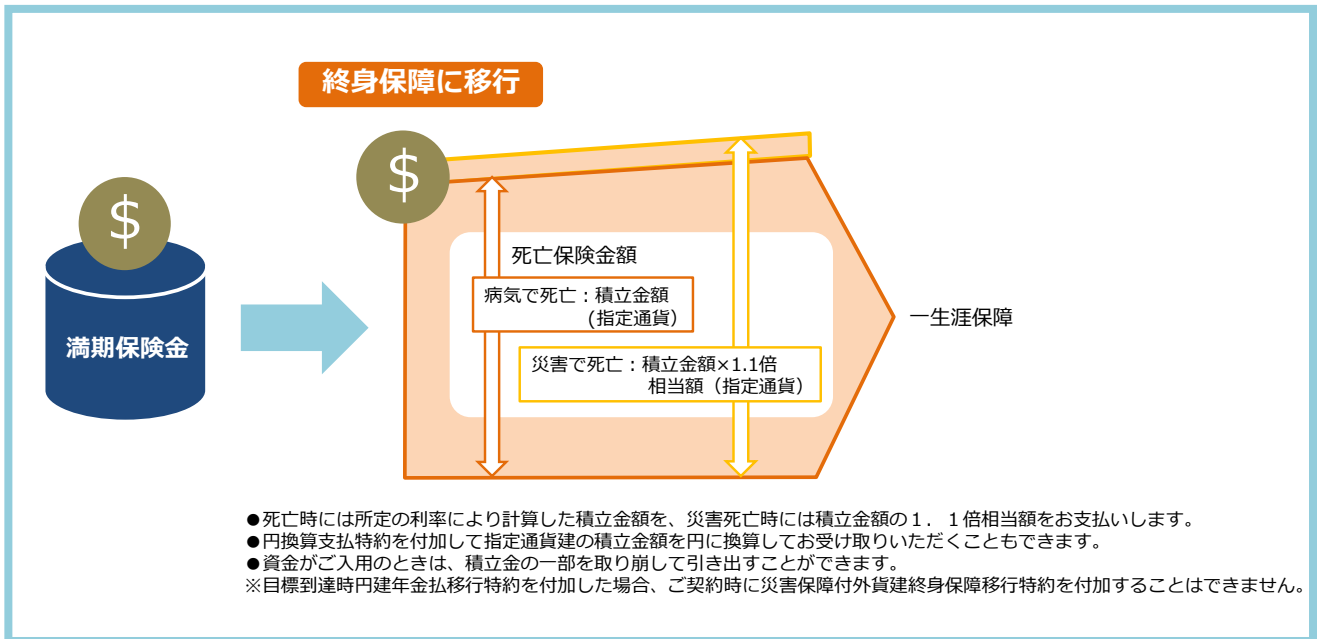
- 一時払保険料（保険料円換算額）：1,000万円 ＝ 基本保険金額：10万米ドル①
- 死亡保険金額 最低保証額：10万米ドル②
- 満期時受取累計額

生存給付金額	④	1,717米ドル×最大4回＝6,868米ドル
満期保険金額	③	100,000米ドル
満期時受取累計額	③+④	106,868米ドル
満期時返戻率	(③+④) / ①	106.8%

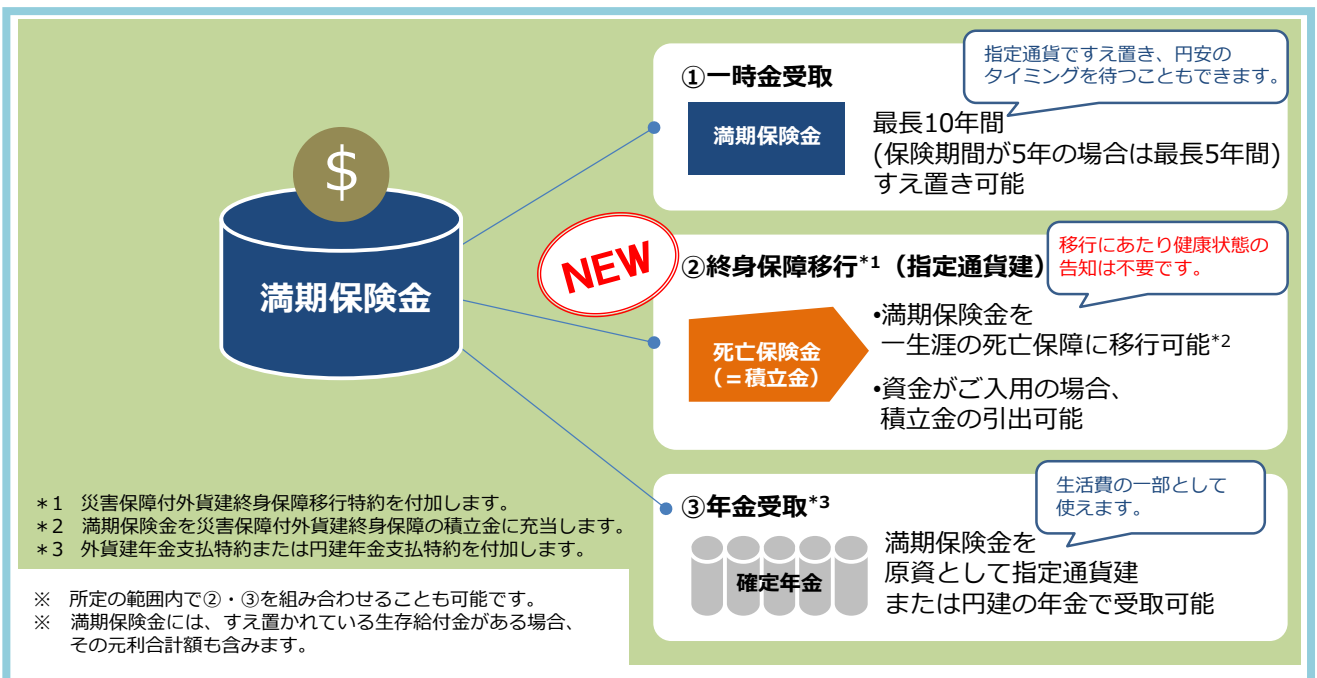
※生存給付金は、毎回受取ったものとして計算しています。

Ⅲ 「終身保障移行」 仕組み図

ご契約時または満期のご案内から主契約の保険期間満了日の2週間前までに「災害保障付外貨建終身保障移行特約」を付加すると、満期保険金を積立金に充当し、指定通貨建の終身保障に移行することができます。終身保障に移行する際、医師による診査や告知は不要です。



満期のご案内の際、外国為替相場の動向、お客さまの生活状況などの変化、お金の使い道に応じて、①一時金受取、②終身保障移行、③年金受取から選択していただくことができます。



※三井生命で取扱っている「ドリームロードステップ」についても、「災害保障付外貨建終身保障移行特約」の取扱を開始します。

IV 「ドリームロード」のご加入時の主な取扱条件

指定通貨	米ドルまたは豪ドル
保険期間／加入年齢範囲	5年、10年、15年／0～80歳
保険料払込方法	一時払
選択方法	職業告知（現在の職業などについて告知していただきます）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡された場合にお支払いします。 死亡保険金の最低保証額は基本保険金額と同額です。
生存給付金	保険期間中の年単位の契約応当日の前日の満了時に生存されていた場合にお支払いします。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存されていた場合にお支払いします。 支払われる保険金額は、基本保険金額と同額です。
解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者に払戻しします。解約返戻金額は、市場価格調整の影響により増減します。
目標到達時円建年金払移行特約	保険期間中に円に換算した解約返戻金額が目標とする金額以上となったときに、自動的に円建の確定年金に移行します。目標とする金額は「保険料円換算額×目標値」です。目標値は100%～200%まで1%刻みで設定いただけます。
付加可能な主な特約	
円換算払込特約（保険料円換算額を定める場合の特則付）【必須付加】	
この保険には保険料円換算額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約が付加されますので、一時払保険料相当額をお払い込みの際には保険料円換算額をお払い込みいただき、換算基準日における三井生命所定の円換算レート（払込用）で保険料円換算額を指定通貨に換算した金額を主契約の一時払保険料相当額とします。	
円換算支払特約	
保険金などのご請求の際に円換算支払特約を付加していただくと、換算基準日における三井生命所定の円換算レート（支払用）で円に換算してお支払いすることができます。	
外貨建年金支払特約	
主契約の満期保険金が支払われる際に付加することにより、満期保険金を指定通貨建の年金によってお支払いする特約です。	
円建年金支払特約	
主契約の満期保険金が支払われる際に付加することにより、満期保険金を円建の年金によってお支払いする特約です。	
災害保障付外貨建終身保障移行特約	
ご契約締結の際または主契約の満期保険金が支払われる際に付加することにより、満期保険金を外貨建の終身保障に移行する特約です。なお、目標到達時円建年金払移行特約と同時付加はできません。	
リビング・ニーズ特約	
被保険者の余命が6カ月以内と判断されたとき、死亡保険金額の全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。なお、目標設定特約と同時付加はできません。	

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

(1) 契約初期費用について

- 保険契約の締結などにかかる費用のことです。
- 一時払保険料に 7.0% を上限とする率を乗じて得た金額を、契約日に一時払保険料から控除します。なお、契約初期費用を算出するために用いる率は、被保険者の年齢・契約の型・保険期間ごとに定めているため、記載することができません。

(2) 保険契約関係費用について

- 保険契約の維持、死亡保障などにかかる費用のことです。
- ご契約後に定期的に責任準備金から控除します。なお、保険契約関係費用は、年齢・性別ごとの発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

(3) 災害保障付外貨建終身保障に関する費用について

- 終身保障移行部分の維持、災害死亡保障にかかる費用のことです。
- 責任準備金額に 1.0% (年率) を上限とする率を乗じて得た金額を、終身保障移行日以後、毎月責任準備金から控除します。なお、責任準備金額に乗じる率は、終身保障移行日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

(4) 年金に関する費用について

- 目標設定特約、外貨建年金支払特約および円建年金支払特約の年金において、年金の維持・管理にかかる費用のことです。
- 責任準備金額に 1.0% (年率) を上限とする率を乗じて得た金額を、年金開始日*1 以後、毎月責任準備金から控除します。なお、責任準備金額に乗じる率は、年金開始日における予定利率に応じて定まるため、記載することができません。

(5) 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

①保険料円換算額をお払い込みいただく場合

保険料円換算額を指定通貨に換算する際に適用する三井生命所定の円換算レート(払込用)には、為替手数料が含まれます。

円換算レート (払込用)	換算基準日*2 における三井生命が指定する取引銀行の T T M (電信売買相場の 仲値) + 0.25 円
-------------------------	---

※ T T M (電信売買相場の仲値) と円換算レート(払込用) の差 (0.25 円) は 2018 年 10 月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート(払込用) は換算基準日*2 における三井生命が指定する取引銀行が公示する T T S*3 (対顧客電信売相場) を上回ることはありません。

②保険金などを円に換算してお支払いする場合など

円換算支払特約を付加して保険金などを円に換算してお支払いする際、または目標設定特約などの年金原資額を算出する際に適用する三井生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート （支払用）	換算基準日^{*2}における三井生命が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の 仲値） - 0.25 円
-------------------------	--

※ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25 円）は 2018 年 10 月現在の
のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日^{*2}
における三井生命が指定する取引銀行が公示する T T B^{*3}（対顧客電信買相場）を下回ること
はありません。

③保険金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料^{*4}が
必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し
引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

- *1 外貨建年金支払特約および円建年金支払特約の場合は、第 1 回年金支払日のことをいいます。
- *2 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当する
ときは、円換算レート（払込用）はその直後の取引銀行および三井生命の営業日、円換算レート
（支払用）はその直前の取引銀行および三井生命の営業日における換算レートを適用します。
- *3 1 日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- *4 リフティングチャージ、外貨引出手数料などのことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは
異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レート
が異なります。

【三井生命所定の円換算レートは、三井生命が指定する取引銀行の為替レートを基準に設定します。】

T T S （対顧客電信売相場）	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる 為替レート
T T M （電信売買相場の仲値）	T T S（対顧客電信売相場）と T T B（対顧客電信買相場）の仲値
T T B （対顧客電信買相場）	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる 為替レート

■為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

- 保険料円換算額を指定通貨に換算した一時払保険料相当額は、円換算レート（払込用）の変動に応じて、三井生命が保険料円換算額を受け取った日により変動（増減）します。このため、一時払保険料相当額と同額となる基本保険金額が増減しますので、お支払いする死亡保険金額・満期保険金額・生存給付金額も増減します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した保険金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする保険金額などは、保険料円換算額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

VI 解約または減額する場合のリスクについて

解約または減額の際、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を行うため、この保険には、次のようなリスクがあります。

- 解約返戻金額を計算する際、解約返戻金計算基準日の指標金利に応じて計算される運用資産の時価と、ご契約に適用されている予定利率によって計算される責任準備金額との乖離を調整しますので、解約または減額時の指標金利に応じて解約返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額時の指標金利がご契約時と比較して上昇していた場合には、お支払いする解約返戻金額は責任準備金額より減少することがあります。
- そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおりー約款」などを必ずご確認ください。

以 上